

奨学金について

本学に募集がある奨学制度は、日本学生支援機構、山口県ひとづくり財団、宮崎県育英資金、交通遺児育英会、あしなが育英会(病気・災害遺児)等です。多数の学生が採用されている奨学制度は、日本学生支援機構の奨学制度ですが、大学への内示人数(採用予定人数)により、第一種(後述)については、条件を満たしていても採用されない場合があります。

なお、高校からの予約進学者と入学後の新規申込者では、説明会の日時等が異なりますので、充分ご注意ください。説明会に、保護者の出席の必要はありません。

● 独立行政法人 日本学生支援機構奨学金

下記の記載の内容は、平成28年10月現在のものです。貸与の基準や金額等については変更される場合がありますので、奨学金の利用を予定している年度の開始前(3月初旬以降)に、日本学生支援機構のHP又は学校の窓口にて改めて確認してください。

日本学生支援機構ホームページ <http://www.jasso.go.jp/>

1. [奨学金制度のしくみ] (高校からの予約進学者・入学後の新規申込者共通)

(1) 申込方法について

入学後、説明会に出席し、必要書類を提出後、各自インターネットで申込みます。

(2) 奨学金の種類と貸与額について

種 類		通学形態	貸与月額
人的保証	採用時に連帯保証人と保証人の2名が必要です。	第一種(無利子)	自宅通学 53,000円と30,000円の選択制
			自宅外通学 60,000円と30,000円の選択制
		第二種(有利子)	3万、5万、8万、10万、12万円の自由選択制
物的保証(機関保証)	保証機関に加入。保証料が貸与金額により貸与期間中毎月差し引かれます。	第一種(無利子)	自宅通学 54,000円と30,000円の選択制
			自宅外通学 64,000円と30,000円の選択制
		第二種(有利子)	3万、5万、8万、10万、12万円の自由選択制

種 類	貸与額
入学時特別増額貸与奨学金(有利子) (一時金)	10万、20万、30万、40万、50万円の自由選択制

※ 有利子とは、卒業後、奨学金返還の際に上限を、3.0%として付けられる利子のことです。

※ 貸与期間の上限は、2年間(修業年限)です。(専攻科は1年間です)

※ 機関保証にした場合の保証料が、毎月の貸与月額より差し引かれます。尚、入学時特別増額を借りた場合も機関保証制度を利用した場合は、別途入学時特別増額の保証料が差し引かれます。

※ 入学時特別増額貸与奨学金は10万～50万円の中から選択した額(一時金)が貸与月額の初回振込時に振り込まれます。返還については、卒業後分割で返還します。

(3) - 1 連帯保証人の基本要件(奨学生本人と連帯して返還の責任を負う人)

連帯保証人は以下の全てを満たすものとしています。

- ① 奨学生が未成年者の場合は、その保護者であること
 - ② 奨学生が成年者の場合は、父母、成年の兄弟姉妹または4親等以内の親族であること
(おじ、おば、兄弟姉妹、いとこ、祖父母など)
 - ③ 奨学生が45歳以上の場合、連帯保証人は貸与終了時に60歳未満の成年者であること
- ※未成年者および学生および債務整理(破産等)中の者は選任できません。

<連帯保証人としてふさわしくない例>

事例1) 父…会社員、母…無職 連帯保証人を母

※ この場合は父を選択してください。

事例2) 父…破産、母…無職(破産と関係ない)、連帯保証人を父

※ この場合は母を選択してください。

但し、母も破産に関係している場合は、機関保証を選択してください。

(3) - 2 保証人の基本要件(奨学生本人及び連帯保証人が返還できなくなったときに返還する人)

保証人は以下の全てを満たすものとしています。

- ① 独立生計を営む成年者であること
 - ② 奨学生の配偶者でないこと
 - ③ 奨学生の4親等以内の親族であること(おじ、おば、兄弟姉妹、いとこ、祖父母など)
 - ④ 65歳未満であること
- ※ 未成年者および債務整理(破産等)中の者は選任できません。

<保証人としてふさわしくない例>

事例1) 姉…無職(父母と一緒に住んでいる) 保証人を姉

※この場合別生計と判断できないので、保証人にはなれません。

他の保証人を選んでください。

事例2) おじ…生活保護 保証人をおじ

※生活保護をうけている方は、保証人にはなれません。

(3) - 3 代替要件

前記(3) - 1の連帯保証人の基本要件のうち②の要件を満たさない場合、もしくは上記(3) - 2の保証人の基本要件のうち、③または④の要件を満たさない場合に限り、貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる者に代えることができます。

この代替要件の適用を受けるためには、返還予定の期間を通じて生活を維持し、貸与予定総額の返還を確実に保証することを示す「返還保証書」及び「証明書類」の提出が必要です。

※ 父母は保証人に選任できませんが、離婚した父母、配偶者の父母(義父母)については、次の3つの条件全てを満たす場合に限り選任できます。(「返還保証書」及び「証明書類」の提出が必要)

- ① 奨学生本人および連帯保証人と別住所である
- ② 上記の選任条件に反しない者である
- ③ 知人の扱いとする(スカラネットでは「その他(知人等)」で入力する)

(3) - 4 代替要件適用の基準

前記(3) - 3の代替要件の適用を受けるためには、当該連帯保証人又は保証人の年間収入金額、資産等の状況が以下のいずれかの基準を満たすことが必要です。

区 分		認定基準額 及び 証明書 (すべてコピー可)
基準 ①	給与所得者の場合 (年金は給与として扱う) ※年間収入金額で判定	年間収入金額が320万円以上 ・源泉徴収票(直近のもの) ・所得証明書(直近のもの) ・年金振込通知書、年金額改定通知書(支払金額のわかるもの、直近のもの) 等
	給与所得者以外の場合 (給与所得以外+給与所得の方も含む) ※年間所得金額で判定	年間所得金額が220万円以上 ・確定申告書の控(税務署の受付印のあるもの、直近のもの) ・所得証明書(直近のもの) 等
基準 ②	預貯金や不動産などの資産 を有している場合 ※合計額で判定	預貯金・不動産(評価額)等の合計額が貸与予定総額(返還残額)以上 ・預貯金残高証明書 ・固定資産評価証明書(評価額のわかるもの) ・取引残高報告書(評価額のわかるもの) 等 ※返還誓約書に印字された日付の3ヶ月前以降に発行されたもの。変更届に添付する場合は、提出日の3ヶ月前以降に発行されたもの ※資産が共有名義の場合は、持分割合等により該当者名義の資産額が確認できるもの
基準 ③	①と②を組み合わせる場合	①の金額+②の金額÷16 ≥ (給与所得者の場合) 320万円以上 (平均返還予定年数が約16年のため) (給与所得者以外の場合) 220万円以上 ・金額を積算するすべての証明書

基準②の例) 貸与予定総額が1,440,000円(第一種自宅外通学60,000円×24ヶ月)の場合
預金残高が200万円は、貸与予定総額以上なので、基準を満たします。

基準③の例) 給与所得者(年金受給者)の年間収入が300万円、預金残高が400万円の場合
年間収入300万円+預金残高400万円÷16年=300万円+25万円=325万円
320万円以上なので、基準を満たします。

(3) - 5 代替要件適用時の提出書類 返還誓約書提出時(採用後)の添付書類のことで 前記(3) - 4の代替要件の適用を受けるためには、以下の種類の提出が必要です。

① 返還保証書…学生指導課にあります

自署、実印押印、現在の資産等の状況、返還計画についての具体的記述が必要です。

② 所得の証明書

前記(3) - 4の表を参照のこと。

※1) 収入(所得)金額、預貯金額、不動産については、そのことを証明する該当者名義の書類(源泉徴収票、確定申告書の控(税務署の受付印があるもの)、預貯金残高証明書、固定資産評価証明書等)を「返還保証書」に添付してください。

※2) 預貯金、不動産が共有名義の場合は、該当者名義の資産額が確認できる証明書を添付してください。

※3) 証明書類はいずれもコピーでの提出が可能です。

なお、源泉徴収票については、紛失の恐れがありますので、コピーして提出してください。

A4サイズ of 用紙で(拡大は不要)提出をお願いします。

(4) 機関保証制度について

- 1) 一定の保証料を支払うことにより、連帯保証人や保証人に代わって、保証機関の保証が受けられる制度です。
- 2) 保証料の支払いは、原則として、毎月の奨学金から差し引く方法です。
 <例> 貸与月額 50,000 円(第二種)の場合→保証料目安 1,884 円
 $50,000 \text{ 円} - 1,884 \text{ 円} = 48,116 \text{ 円}$
 実際の貸与月額は 48,116 円です。
- 3) 連帯保証人や保証人の確保が難しい場合であっても、自分の意思と責任において、奨学金の貸与を受けることができます。
- 4) 保証機関の保証を受けても、奨学金はあなた自身が返還しなければなりません。延滞した場合は、保証機関があなたに代わって、奨学金の返済を行います。その後、保証機関が、あなたに返還未済額及び延滞金の請求を行います。
- 5) 機関保証と人的保証(連帯保証人と保証人を立てる)のどちらを選択するかは、申込者の自主的判断によります。
- 6) 機関保証料は以下の通りです。(目安として第二種については、貸与月額に係る貸与利率を上限利率 3.0%(年)で計算しています)

<機関保証制度の保証料>

(平成 28 年度 参考)

区分		貸与月額(円)	貸与月数	保証料月額(円)
第一種	自宅・自宅外共通	30,000	24	828
	自宅	53,000		1,892
	自宅外	60,000		2,297
第二種	自宅・自宅外共通	30,000		863
		50,000		1,884
		80,000		3,247
		100,000		4,630
		120,000		5,893

<第一種奨学金に併せた入学時特別増額貸与奨学金の保証料> (平成 28 年度 参考)

区分	貸与額(円)	保証料額(円)
入学時特別増額 貸与奨学金	100,000	1,038
	200,000	4,036
	300,000	7,017
	400,000	13,124
	500,000	16,405

<第二種奨学金に併せた入学時特別増額貸与奨学金の保証料> (平成 28 年度 参考)

区分	入学時特別増額貸与奨学金(円)				
	貸与月額(円)	100,000	200,000	300,000	400,000
30,000	3,179	6,360	10,434	13,916	18,870
50,000	4,060	7,542	12,186	16,252	21,760
80,000	4,347	8,696	13,047	17,396	23,170
100,000	4,631	9,264	13,896	19,656	25,965
120,000	5,189	10,928	16,395	22,948	28,690

※入学時特別増額貸与奨学金の保証料は、貸与月額により異なります。

<例> 貸与月額 50,000 円+入学時特別増額貸与奨学金 300,000 円の場合

→保証料目安 12,186 円

$$300,000 \text{ 円} - 12,186 \text{ 円} = 287,814 \text{ 円}$$

入学時特別増額貸与奨学金の実際の貸与額は 287,814 円です。

(5) 貸与月額と返還例について (平成 28 年度参考)

■ 第一種奨学金 (無利子) 貸与期間 24 ヶ月

通学形態	貸与月額 (円)	貸与総額 (円)	返還総額 (円)	月賦金額 (円)	返 還	
自宅通学	53,000	1,272,000	1,272,000	8,833	144 回	12 年
自宅外通学	60,000	1,440,000	1,440,000	9,230	156 回	13 年
自宅・自宅外	30,000	720,000	720,000	6,666	108 回	9 年

■ 第二種奨学金 (有利子)

第二種奨学金は、貸与期間が上限 24 ヶ月までで貸与始期を 4 月から 9 月の間で選べます。

<返還例> 貸与期間 24 ヶ月 利率 3.0%の場合 利率は 3.0%を上限として変動します。

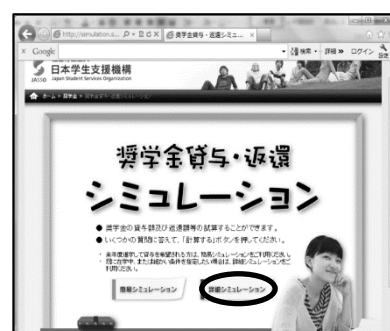
貸与月額 (円)	貸与総額 (円)	返還総額 (円)	月賦金額 (円)	返 還	
30,000	720,000	833,004	7,713	108 回	9 年
50,000	1,200,000	1,448,002	10,055	144 回	12 年
80,000	1,920,000	2,349,227	15,059	156 回	13 年
100,000	2,400,000	3,018,568	16,769	180 回	15 年
120,000	2,880,000	3,672,102	19,125	192 回	16 年

※ 奨学金申込時に、①利率固定方式(貸与終了時に決定する利率を返還終了まで適用)、②利率見直し方式(返還期間中概ね 5 年毎に見直される利率を適用)のうちから選択します。

【参考】

日本学生支援機構のホームページで奨学金貸与・返還のシミュレーションができます。過去 5 年間の平均利率は、利率固定方式 0.9%、利率見直し方式 0.3%です。

<http://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>



2. 高校からの予約進学者

(1) 進学届説明会(学生対象ですので、保護者の出席の必要はありません。)

期 日:オリエンテーション期間中に1回行いますが、詳細は未定です。

場 所:3号館502

<必要な書類>

- 大学等奨学生採用候補者決定通知
- 「大学等奨学生採用候補者の皆さんへ」のパンフレット
- 進学届入力下書き用紙(全て記入して持って来てください。)
- 入学時特別増額関係書類(該当者のみP15参照)

※ 説明会終了後、採用候補者決定通知【学校提出用】をインターネット入力パスワードと交換します。インターネット入力の際、学生本人の口座の金融機関名、支店名、口座番号を入力しますので、入学前に準備しておいてください。(信託銀行、一部の信用組合、農協、外資系銀行、貯蓄口座、ネットバンク等は使用できません)

◀ インターネット入力時(進学届提出時)に変更可能な内容 ▶

- ① 保証の変更(人的→機関、機関→人的)
送信後、機関保証から人的保証には変更できませんのでご注意ください。
- ② 貸与月額の変更
内定している金額のまま送信後、いかなる理由にかかわらず、4月からの増額希望を申し出ても変更できませんのでご注意ください。
- ③ 入学時特別増額貸与額の変更
いかなる理由にかかわらず、送信後は、金額変更できませんのでご注意ください。
- ④ 入学時特別増額の辞退
いかなる理由にかかわらず、「辞退」と送信後は、辞退の取り消しを申し出ても変更できませんのでご注意ください。
- ⑤ 貸与利率の変更(第二種)
- ⑥ 振込口座の変更
(注) 但し、労働金庫の「入学時必要資金融資」を借りた場合、振込口座の変更はできません。理由は「入学時必要資金融資」はつなぎ融資と言い、入学時特別増額奨学金が入金されるまでの融資です。学生本人の口座に入金後、労働金庫へ自動的に返金するしくみとなっているからです。

【注】 正当な理由なく説明会を欠席した場合、申込みをすることができませんので、くれぐれもご注意ください。正当な理由で欠席する場合は、必ず事前に学生指導課に申し出てください。

(2) 高校で予約(内定)している内容を変更できます。

但し、P9~15の条件をご覧ください。

- 第一種(第二種)に内定しているが、第二種(第一種)と両方借りたい
- 第二種(第一種)に " 第一種(第二種)に変更したい

※ 上記のいずれかを希望する場合、下記の説明会は、両方必ず出席が必要です。

- ★ 進学届説明会
- ★ 奨学金希望者説明会

(3) 入学時特別増額貸与奨学金制度について

入学後、初回のみ、基本月額に、希望者(但し、条件があります)には、(10万、20万、30万、40万、50万円の選択制)有利子奨学金を増額して貸与する制度です。

入学前に、日本学生支援機構から送付される、**大学等奨学生「採用候補者決定通知」**の表紙に、下記の2種類のいずれかの内容が記されています。そのいずれかにより下記の内容に従って、手続きを行ってください。

1) 「進学後の手続きにより採用」

この内容が表紙に書かれている場合は、短大に進学してから手続きを行えば、無条件で「入学時特別増額」が受けられます。但し、必要ない場合は辞退して構いません。

2) 「日本政策金融公庫の手続き必要」

この内容が表紙に書かれている場合は、短大入学前に下記の手続きを行ってください。

① 日本政策金融公庫に申請(民間の金融機関でも可能です)(入学前に保護者が申請)

<申請が通った場合>

「国の教育ローン」として借りられますが、日本学生支援機構の「入学時特別増額」は受けられません。

但し、通常(毎月)の奨学金は借りられます。

<申請が通らなかった場合>

下記の3種類の書類を、入学後、進学する短大に提出すれば、日本学生支援機構の「入学時特別増額」を受けられます。

- 1) 日本政策金融公庫の融資が受けられない通知文のコピー
- 2) 日本政策金融公庫に行った「お客様控」のコピー
- 3) 自己申告書(期日・金融機関名・支店名・申込者氏名等)

3. 新規申込者(短大入学後、初めて申し込む場合)

(1) 奨学金希望者説明会 (学生対象ですので、保護者の出席の必要はありません。)

期 日:オリエンテーション期間中に1回行いますが、詳細は未定です。

場 所:3号館502

【注】 正当な理由なく説明会を欠席した場合、申込みをすることができませんので、くれぐれもご注意ください。正当な理由で欠席する場合は、必ず事前に学生指導課に申し出てください。

※ 「高校3年次の予約申込みにもれた」、「申込みをしたが採用されなかった」等、短大入学後に再度申込みできますので、新規申込者の上記説明会に出席してください。

※ 高校卒業程度認定試験を経て、本学に合格した場合も申込資格があります。

(2) 奨学金申込資格について

第一種と第二種の申込みには、下記の条件(申込資格)が必要となります。

■ 第一種奨学金(無利子)

(平成 29 年度 参考)

学力 (1 年次に在学する場合)	年収・所得の上限額(4人世帯の目安)		
	通学形態	給与所得世帯	給与所得以外の世帯
高校 2・3 年生の成績が 3.5 以上	自宅通学	783 万円	375 万円
	自宅外通学	830 万円	422 万円

■ 第二種奨学金(有利子)

(平成 29 年度 参考)

学力 (次のいずれかに該当する者)	年収・所得の上限額(4人世帯の目安)		
	通学形態	給与所得世帯	給与所得以外の世帯
・出身学校又は在籍する学校における成績が平均水準以上と認められる者 ・特定の分野において、特に優れた資質能力があると認められる者 ・学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者	自宅通学	1,126 万円	718 万円
	自宅外通学	1,173 万円	765 万円

【家計の基準について】

- ① 家計支持者(父母又はこれに代わって家計を支えている者)の、年収・所得金額(申込みの前年 1 年分)から、日本学生支援機構の規定で定められている特別控除額(家族構成、家庭の事情により異なります)を差し引いた金額が対象となります。
- ② 表の「年収・所得の上限額」はあくまで目安です。世帯の人数・事情により増減します。
- ③ 「給与所得世帯」の上限額は、源泉徴収票の「支払金額(税込)」から、特別控除額を差し引いた金額です。
- ④ 「給与所得以外(自営業など)の世帯」の上限額は、「確定申告書等の所得金額(税込)」から、特別控除額を差し引いた金額です。

(3) 入学時特別増額貸与奨学金制度について

入学後、初回のみ基本月額に希望者(但し、条件があります)には、(10 万、20 万、30 万、40 万、50 万円の選択制)有利子奨学金を増額して貸与する制度です。

1) 認定所得が 0 円であれば(4人世帯の給与所得者で年収が概ね 400 万円以下)

無条件で「入学時特別増額」が受けられます。

2) 認定所得が 0 円以上であれば「日本政策金融公庫の手続き必要」

日本政策金融公庫の締め切りを確認し、手続きを行っておいください。

4. その他

(1) 緊急採用(第一種)・応急採用(第二種)について

4 月の申込以外に、家計の急変で、奨学金を緊急に必要とする場合は、学校の奨学金窓口(学生指導課)に相談してください。

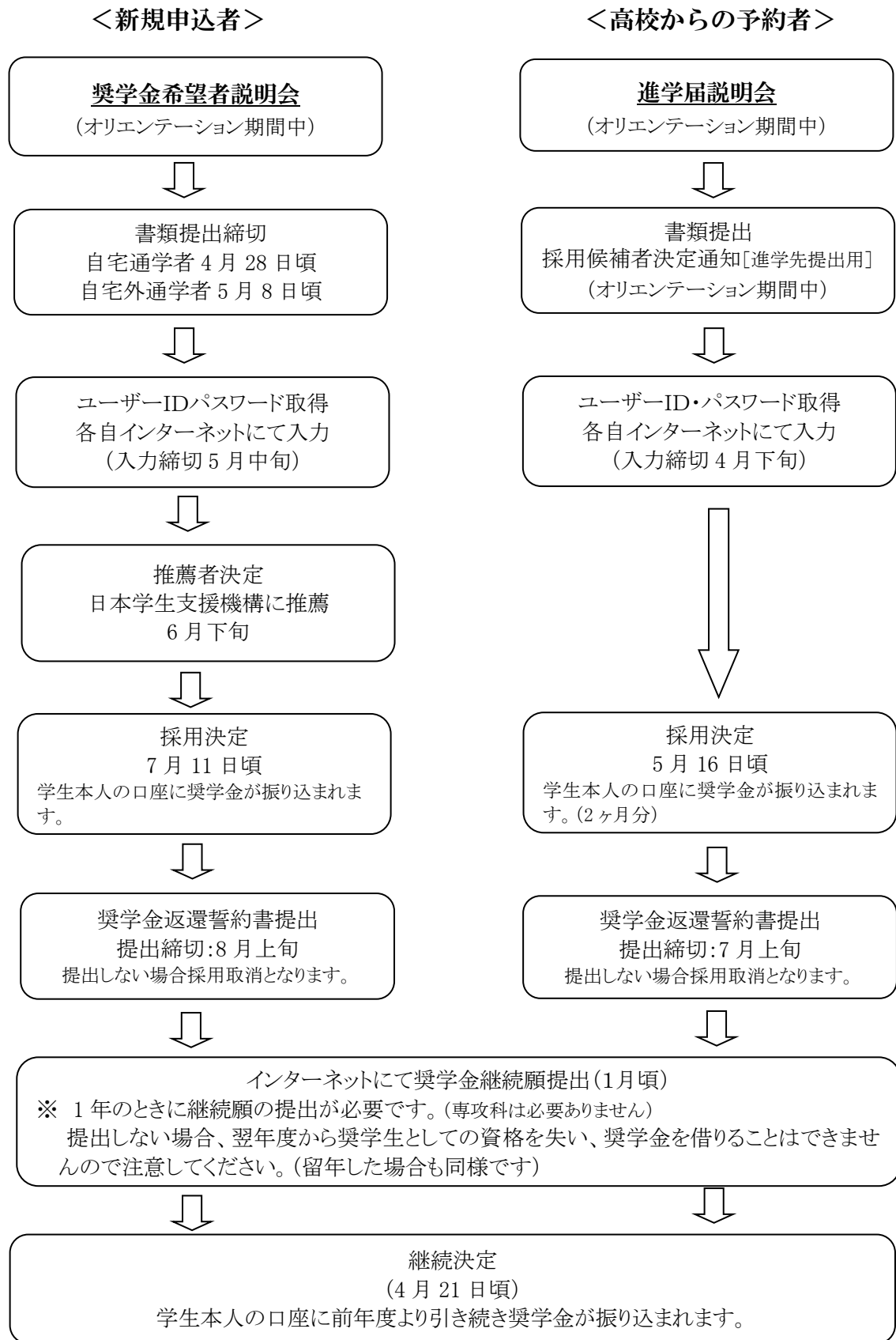
主たる家計支持者が、失職(自己都合退職、定年退職含む)、病気、事故、会社倒産、死別又は離別、災害等あった場合は、随時受け付けています。

但し、家計が急変して 12 か月以内に申し出てください。

(2) 奨学金制度の詳細につきましては、インターネットのホームページをご覧ください。

独立行政法人日本学生支援機構 ホームページアドレス <http://www.jasso.go.jp/>

5. 申込み・採用までの流れ



[注] 正当な理由なく説明会等を欠席した場合、申込みをすることができませんので、くれぐれもご注意ください。正当な理由で欠席する場合は、必ず事前に学生指導課に申し出てください。

〔専攻科〕（新規申込者）

専攻科で、新たに奨学金を希望する場合は、継続ではなく新規申込みとなりますので、ご注意ください。その際、改めて新規申込みの手続きをしなければなりません。

（1）奨学金申込資格について

学力については、第一種奨学金（無利子）は、当該出身学校の学習成績及び専攻科の入学試験の成績等を総合判定し、本人が属していた学科の上位3分の1以内の者、第二種（有利子）については、本人が属していた学科において平均水準以上の者となっています。

（2）貸与月額と返還例について（平成28年度参考）

■ 第一種奨学金（無利子）貸与期間 12 ヶ月

通学形態	貸与月額 (円)	貸与総額 (円)	返還総額 (円)	月賦金額 (円)	返 還	
自宅通学	53,000	636,000	636,000	5,888	108回	9年
自宅外通学	60,000	720,000	720,000	6,666	108回	9年
自宅・自宅外	30,000	360,000	360,000	3,333	108回	9年

■ 第二種奨学金（有利子）

第二種奨学金は、貸与期間が上限12ヶ月までで貸与始期を4月～9月の間で選べます。

＜返還例＞ 貸与期間 12 ヶ月 利率 3.0% の場合 利率は 3.0% を上限として変動します。

貸与月額 (円)	貸与総額 (円)	返還総額 (円)	月賦金額 (円)	返 還	
30,000	360,000	416,482	3,856	108回	9年
50,000	600,000	704,016	5,866	120回	10年
80,000	960,000	1,126,462	9,386	120回	10年
100,000	1,200,000	1,448,002	10,055	144回	12年
120,000	1,440,000	1,761,917	11,293	156回	13年

※ 奨学金申込時に、①利率固定方式（貸与終了時に決定する利率を返還終了まで適用）、②利率見直し方式（返還期間中概ね5年毎に見直される利率を適用）のうちから選択します。

* 申込みから採用までの流れは、P17の新規申込者を参照してください。